

**都府県本部及び市区町村支部の
設置基準並びに運営基準**

都府県本部及び市区町村支部の設置基準並びに運営基準 設置基準

1. 都府県本部の設置は、同和地区が存在する都府県に限る。
1. 都府県本部は、5以上の市区町村支部で構成する。
なお、同和地区の数が10以下の市区町村の場合は、この限りではない。
1. 都府県本部の会長は、同和関係者に限る。
1. 市区町村支部は、同和地区が存在する市区町村に設置する。
なお、同和地区が存在しない市区町村に設置する場合は、支部設置基準の要件を満たした上、都府県本部の理事会で承認を受けなければならない。
1. 市区町村支部は、5世帯以上とし、同和関係者が6割以上の会員で構成する。
1. 市区町村支部長は、原則として同和関係者にするが、都府県本部の理事会の承認があれば、例外として認めることができる。
1. 一つの自治体に複数の同和地区が存在する場合には、複数の支部で市区町村協議会を結成することができ、その場合の支部名は、〇〇市区町村協議会〇〇支部とする。
1. 会員とは、入会申込書に署名を捺印をした者とする。

運営基準

1. 都府県本部は、毎年定期大会を開催し、運動方針、事業計画、予算、事業報告、決算報告を承認しなければならない。
なお、大会資料には、都府県本部の役員名と市区町村支部名並びに支部長名を必ず記載すること。
1. 都府県本部の決議は、都府県本部を構成する市区町村支部から推薦された都府県本部理事による、都府県本部理事会で行う。
1. 新たに市区町村支部を設置する場合には、都府県本部に設置する組織対策委員会が支部設立の要件を満たしているかを調査し、都府県本部理事会の承認を得て設置する。
1. 新規加入団体は、研修期間終了後、6ヶ月以内に定期大会（結成大会）を開催しなければならないこととする。